



平成26年5月19日

各位

会社名 松井建設株式会社
代表者名 取締役社長 松井 隆弘
(コード番号: 1810 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 大井川 清
電話 03-3553-1151

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第85期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第23条(代表取締役および役付取締役)第3項について、代表取締役の役割に関する変更であります。
- (2) 会社法第370条により、必要が生じた場合に、書面または電磁的記録により、機動的に取締役会の決議を行うことが可能となるよう、第26条(取締役会の決議方法)第2項を新設するものであります。
- (3) 当社は、本年の定時株主総会において、新たに社外取締役の選任議案を上程することを予定しておりますが、当該社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、法令の定める範囲内で社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約の締結が可能となるよう、第29条(社外取締役との責任限定契約)を新設するものであります。
なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記のほか、所要の文言等修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> ② (条文省略) ③ <u>取締役会長および取締役社長は、代表取締役として当会社を代表して業務を執行し、業務全般を統括する。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> ② (現行どおり) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 29 条 ~ 第 37 条 (条文省略)</p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>第 39 条 ~ 第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (第 1 項現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額については、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 30 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 40 条 ~ 第 46 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上